

【様式】

令和4年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	「みやざき林業大学校」 担い手育成総合研修事 業(高校生林業体験学 習)	林業関連学科に在籍 する高校生を対象と した、高性能林業機 械の操作や最新の林 業技術に関する研 修、普通科系高校に 在籍する高校生を対 象とした、森林・林 業に関する最新の知 識・技術に関する研 修の委託	1,210,000	第167条の2第1項 第2号	(公社)宮崎県林業労働機械化センターは、 林業労働に関して幅広い知識と技術を有し、 又、「林業労働力の確保の促進に関する法 律」第11条及び第12条の規定による林業労働 力確保支援センターに本県で唯一指定されて いる。当業務は、林業関連学科等に在籍する 高校生を対象として、高性能林業機械操作や 最新の林業技術等に関する研修を実施するも のであり、林業担い手の確保・育成や高性能 林業機械の共同利用事業等を実施し、林業労 働部門に精通している当該法人にしかできな い業務であり、当業務を委託する法人は他に ないことから、同センターと随意契約を締結 することとしたものである。	環境森林部 森林経営課
2	みやざき林業大学校 (長期課程)研修事業	県が定める月日の研 修への立会、林業大 学校研修生の安全指 導、林業大学校を運 営するにあたり必要 な事項に係る委託	1,902,758	第167条の2第1項 第2号	(公社)宮崎県林業労働機械化センターは、 林業労働に関して幅広い知識と技術を有し、 又、「林業労働力の確保の促進に関する法 律」第11条の規定による林業労働力確保支 援センターに本県で唯一指定されている。当業 務は、みやざき林業大学校(長期課程)研修 生を対象として林業就業に必要な知識や、資 格取得に関する研修を1200時間実施するう ち、林業技術センター担当者が立会せねばな らない現場業務の一部を委託するもので、林 業労働部門に精通している当該法人にしかで きない業務であり、当業務を委託する法人は 他にないことから、同センターと随意契約を 締結することとしたものである。	環境森林部 林業技術セン ター
3	林業担い手確保対策事 業(新規就業情報発信 事業・労働安全衛生管 理指導事業)	林業に関する情報発 信、就業相談会の開 催、林業事業者等へ の安全衛生管理体制 の指導業務の委託	9,043,100	第167条の2第1項 第2号	(公社)宮崎県林業労働機械化センターは、 林業労働に関して幅広い知識と技術を有し、 又、「林業労働力の確保の促進に関する法 律」第11条の規定による林業労働力確保支 援センターに本県で唯一指定されている。当業 務は、林業労働力の確保に関する法律に基づ く改善計画の作成指導等で林業事業者と密接 に関り、林業労働部門に精通している当該法 人にしかできない業務であることから、当業 務を委託する法人は他に無いため、同セン ターと随意契約を締結することとしたもので ある。	環境森林部 山村・木材振興 課
4	新規参入者確保相談・ 指導事業	林業への新規参入希 望者の相談・指導、 林業労働等の総合的 な情報の収集・提供 に係る業務の委託	6,282,100	第167条の2第1項 第2号	(公社)宮崎県林業労働機械化センター は、林業労働に関して幅広い知識と技術を有 するとともに、「林業労働力の確保の促進に 関する法律」第11条で規定される林業労働 力確保支援センターとして本県で唯一指定さ れている。当業務は、新規参入者の確保相談 や指導を実施するものであり、前述のとおり 林業労働部門に精通している当該法人にしか できない業務であることから、当業務を委託 する法人は他に無いため、同センターと随意 契約を締結することとしたものである。	環境森林部 山村・木材振興 課